

生活保護における施術の給付についてのお知らせ

日頃より、本市の生活保護行政の推進に格段の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして、療養費の支給の改正に合わせ、平成 30 年 10 月 1 日付で生活保護法医療扶助運営要領の改正がありましたので、その変更点についてお知らせいたします。

1 医師の同意について（変更点）

（1）医師の同意の有効期間

平成 30 年 10 月 1 日の施術給付分よりそれまで 3 か月であった変形徒手矯正術以外のあん摩・マッサージ及びはり・きゅうの医師の同意の有効期間が6 か月に変更となりました。

施術ごとの医師の同意の必要性和有効期間

施術の種類		同意の必要性	同意の有効期間
あん摩・マッサージ	変形徒手矯正術	要	1 か月
	変形徒手矯正術以外	要	<u>6 か月</u>
はり・きゅう		要	<u>6 か月</u>

（2）医師の同意の確認方法

平成 30 年 10 月まではあん摩・マッサージ及びはり・きゅうを継続して受療する場合に限り、医師の同意を患者あるいは施術者が確認し、給付要否意見書に施術者が代筆するという運用を認めておりましたが、平成 30 年 10 月以降代筆が認められなくなりました。再同意の場合、医師が直近の診察（おおむね現在の同意の有効期間の最終月あるいは前月）及び施術者からの施術報告書に基づいて判断し、再同意した場合にその旨を医師が記載することになりました。

（3）療養費同意書

医療扶助では医師の同意は給付要否意見書への記載で確認しておりますので、給付要否意見書以外の書類での同意書は原則として不要です。

ただし、社会保険の資格を有する患者の場合は、社会保険に同意書を添付する必要があるため、そのような場合には給付要否意見書とは別に同意書を交付し、療養費同意書交付料をレセプトで請求をしてください。

平成 30 年 11 月

横浜市健康福祉局生活支援課 医療担当